

電気通信大学電気通信学部教授会規程

平成 4年 5月20日

改正

平成 7年 4月 1日 平成19年 4月 1日

平成12年 6月21日 平成22年 4月20日

平成13年 4月 1日 平成24年 5月22日

平成16年 4月 1日 平成27年 3月26日

平成17年 4月 1日 平成30年 3月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信学部教授会（以下「学部教授会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 学部教授会は、電気通信学部及び大学院電気通信学研究科の専任の教授、准教授及び講師をもって組織する。

(審議事項)

第3条 学部教授会は、学部の学生の入学、卒業及び学位の授与に関する事項について審議し、学長に対して意見を述べるものとする。

2 学校教育法（昭和22年法律第26号）第93条第2項第3号の規定により学部教授会の意見を聴くことが必要な教育研究に関する重要な事項として学長が定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 学生の転学、留学及び懲戒に関すること。

(2) 教育課程の編成に関すること。

3 学部教授会は、前項各号に掲げる事項について審議し、学長に対して意見を述べるものとする。

4 学部教授会は、学部の運営に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 第1項及び第2項に掲げる事項以外の教育又は研究に関すること。

(2) 学部教授会の構成及び運営に関すること。

(3) その他学部の運営に関すること。

5 学長は、第2項に掲げる事項を改正するときは、学部教授会の意見を聴くものとする。

(会議の運営)

第4条 学部長は、学部教授会の議長となる。

2 学部長は、学部教授会を主宰する。

3 学部長に事故あるときは、あらかじめ学部長が指名した者がその職務を代行する。

4 学部長は、構成員の3分の1以上が審議事項を定めて学部教授会の会議の開催を請求した場合、これを招集しなければならない。

(会議の開催)

第5条 学部教授会は、構成員の2分の1以上の者の出席がなければ会議を開くことがで

きない。ただし、出張者及び長期の療養者は、構成員の数に算入しないものとする。

(議事)

第6条 学部教授会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、教員の人事に関する事項については、出席者の3分の2以上をもって決する。

(構成員以外の者の出席)

第7条 学部教授会及び大学院情報システム学研究科教授会構成員以外の教授、准教授及び講師は、常時学部教授会に出席し、意見を述べることができる。

2 学部教授会は、必要と認めた場合は、前項以外の者を学部教授会に出席させて、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 学部教授会に関する事務は、総務部総務課において行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、学部教授会の運営に関し必要な事項は、学部教授会が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成4年5月20日から施行する。

2 電気通信大学教授会規則(昭和49年1月31日)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年6月21日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。